

決 算 審 査 特 別 委 員 会

口 頭 指 摘 事 項 (案)

平成29年12月20日

平成28年度決算に係る指摘事項一覧

【口頭指摘】

- 1 元気な消防団づくり支援事業について (危機管理局)
- 2 公用車による自動車事故の防止対策について (総務部)
- 3 ユニバーサルデザインタクシー導入推進事業について (地域振興部)
- 4 山陰インバウンド機構の取り組みについて (観光交流局)
- 5 発達障がい児者への支援体制について (福祉保健部)
- 6 障がい児者の在宅生活支援について (福祉保健部)
- 7 特定健診、がん検診について (福祉保健部)
- 8 地域と共存できる再生可能エネルギーの普及について (生活環境部・農林水産部)
- 9 サービス産業の働き方改革について (商工労働部)
- 10 鳥獣被害総合対策について (農林水産部)
- 11 鳥取県版河川・道路ボランティア促進事業について (県土整備部)
- 12 工業用水道事業について (企業局・商工労働部)
- 13 県立病院における地域の医療機関との連携強化について (病院局)
- 14 中央病院における患者等の利便性確保について (病院局)

決算審査特別委員会 口頭指摘

(平成 29 年 12 月 20 日)

決算審査特別委員会において平成 28 年度決算を審査した結果、検討又は改善を要する事項をまとめました。そのうち、口頭指摘についての申し渡しを行います。

第 1 点目は、元気な消防団づくり支援事業について あります。

消防団は地域密着性と即時動員力を特性とした地域防災力の要であり、特に豪雨水害が全国各地で頻発する昨今、その重要性はますます高まっています。

その様な状況にあるにも関わらず、県内における団員数の減少傾向は続き、また平均年齢は年々上昇しています。

地域防災力を維持していくためには、団員数の減少を食い止める施策が必要ですが、とりわけ女性や若者の入団を促進することが重要であります。

については、「鳥取県消防団の在り方検討委員会」での議論を踏まえ、消防団の存在意義や役割を県民に向けて更に強く発信すると共に、県・市町村が連携して将来を担う世代の理解促進や従業員が入団しやすい職場の環境づくりに取り組むべきであります。

第 2 点目は、公用車による自動車事故の防止対策について あります。

近年、公用車による事故発生件数は減少しておらず、平成 28 年度は過去 5 年間で最多となる 29 件の損害賠償を伴う交通事故が発生しています。

平成 26 年度から 28 年度までに発生した事故の分析結果によれば、車の運転に慣れた職員の安全確認不足による事故が多い状況ですが、なぜ安全確認不足となったのかについて、事故発生時の職員の心理状態も含め、より詳細な分析が必要です。

については、事故を起こした職員の超過勤務や業務量等の勤務状況を把握し、事故との因果関係を検証すると共に、平成 27 年度から 28 年度まで試験的に一部の公用車に設置されていたドライブレコーダーについて、車両前方だけでなく、運転者の状況も確認できる機種に更新した上で設置台数を増やすべきであ

ります。

第3点目は、ユニバーサルデザインタクシー導入推進事業について あります。

ユニバーサルデザインタクシーは、日本財団との共同プロジェクトの1つとして、平成28年度に125台導入されました。

このタクシーは、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」をコンセプトに、誰もが移動しやすい新たな地域交通モデルを構築するために導入されたものです。

この導入目的を達成するためには、ハード（車両）とともにソフト（運転士）の充実を進める必要があることは言うまでもありません。県では、現在でもドライバー研修に取り組んでいるところですが、導入目的に則した研修のあり方を再検討すると共に、各タクシー事業者における自主的な取り組みを更に促すべきであります。

第4点目は、山陰インバウンド機構の取組みについて あります。

山陰ブランドの確立、インバウンド戦略の策定、海外向けプロモーション等に取り組むため、平成28年4月、山陰初の広域連携DMO（Destination Management/Marketing Organization）である「山陰インバウンド機構」が鳥取・島根両県の経済団体、交通事業者、旅行会社、行政等を構成団体として設立されました。

現在でも、当該機構によりインバウンドに意欲を持つ企業の掘り起こしなどが行われているところですが、観光消費額を増加させる仕組みを作るためには、構成団体の一つである金融機関が持つネットワーク等を活かした支援のあり方を更に検討するべきです。

また、観光客が感じる観光の魅力は、地域の方々との触れ合いやその地域ならではの生活を体験することにあると思いますが、同機構の取組みにおいては、地元の方々とのコミュニケーションが不足しています。

同機構が掲げる広域観光周遊ルート「縁の道～山陰～Route Romantique San’ in」をより魅力的なものとするために、関係地域へのアプローチにもより積極的に取り組むべきであります。

第5点目は、発達障がい児者への支援体制について あります。

『エール』発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、保育所や福祉サービス事業所への助言などの成果をあげているところですが、市町村における発達障がい児者支援の整備状況にはバラツキがあり、支援を必要とする市町村はまだあることから、引き続き地域支援マネージャーによる市町村への後方支援が必要です。

障がい児者への対応に苦慮する現場が多い中で支援マネージャーの果たす役割は大きく、県内に1人しか支援マネージャーが配置されていない現状では、全県下に効果的な支援を行っていくことは困難です。

については、東・中・西の3人体制を整え、支援体制充実に力を注ぐべきであります。

第6点目は、障がい児者の在宅生活支援について あります。

障がい児者在宅生活支援事業では、重症心身障がい児者を受け入れる場合に、基準を超えて看護師を配置する生活介護事業所や放課後等デイサービス事業所に支援を行っていますが、平成28年6月の児童福祉法の改正によって新たに「適切な支援」が求められる「医療的ケア児」もこの支援の対象にすべきであります。

また、放課後等デイサービス事業所は9市町、生活介護事業所は14市町村でしか実施されておらず、中でも支援事業活用は4市町しかありません。

その背景には看護師不足等があり、制度活用への環境整備が必要です。看護師設置に取り組み、事業実施と支援事業活用の市町村を増やすよう取り組むべきであります。

第7点目は、特定健診、がん検診について あります。

市町村国保が実施する平成28年度の特定健診受診率は48.7%から18.5%まで市町村によって開きが大きいため、その格差を是正し、全体的な受診率の引き上げが必要です。

来年度から市町村と共に県も国保の保険者となることから、市町村への助言・支援・受診勧奨など県として必要な役割を發揮すべきであります。

また、がん検診は、受診率50%を目標に取組みを進め、受診率が概ね45%前後に引きあがってきたことは成果です。

より高い新たな受診率目標を設定し、引き続き、がん検診受診率向上に努めるべきであります。

第8点目は、地域と共に存できる再生可能エネルギーの普及について あります。

県外企業の大規模な風力発電の計画により、低周波等による地域住民への健康被害、自然環境や景観への影響が懸念されています。

については、自然環境や景観、住民意見等への配慮を求める環境影響評価法をはじめ、関係法令に基づく審査等を厳格に行い、これらの懸念を払拭するよう取り組むべきであります。

また、県費補助のエネルギー・シフト加速化事業を活用して県外企業が大規模発電を計画されていますが、今後は、よりエネルギーの地産地消につなげるため、地元企業の計画が優先されるよう補助制度を検討すべきであります。

加えて、地域エネルギー資源活用支援事業を活用して県内製紙工場が木質バイオマス発電を開始されましたが、県内の山林に放置された林地残材や建築端材等の活用の余地が残されています。

ヤシ殻（PKS）などの輸入材も多く使われていますが、原料の地産地消が進むよう、燃料用木材チップの供給支援や、冬場でも安定して原料確保が行えるよう貯木場（ストックヤード）の整備支援など、林産業と連携して県産材の流通を促進すべきであります。

第9点目は、サービス産業の働き方改革について あります。

本県では正規雇用1万人チャレンジ計画を策定し、平成27年度から平成30年度までの4年間で10,113人の正規雇用の創出を目指して取り組んでおり、平成28年度までの2年間で5,874人（進捗率58%）の正規雇用創出実績があります。

しかし、県内では商品販売や接客・給仕、飲食物調理などのサービス産業では人材が不足しており、鳥取労働局の発表によればこれらの業種における平成29年3月末時点の有効求人倍率は2.25～4.13と高水準にあり、その後も上昇傾向にあります。

については、人材不足を解消するためにも、この現状を分析すべきであります。

また、分析結果に応じて、事業者にインセンティブを与えるなどの施策を検

討し、これらの業種の働き方改革を推進すべきであります。

第10点目は、鳥獣被害総合対策について あります。

県は鳥獣被害防止体制の強化を図るため、市町村に対して鳥獣被害対策実施隊の設置を呼びかけ、平成28年度までに14市町村で設置されています。

中でも、日野郡鳥獣被害対策協議会（日南町、日野町、江府町）や智頭町などで鳥獣被害対策実施隊として地域おこし協力隊が活躍しています。しかし、地域おこし協力隊の任期は3年であります。

鳥獣被害対策の人材育成、確保が不十分だと、鳥獣による被害が発生し農家の生産意欲を失わせ、また人的被害にも及ぶなどの悪い影響が懸念されます。

については、増加傾向にある県内の鳥獣被害の対策を指導・実践する技術者を確保するためにも、鳥獣被害対策実施隊として活動した地域おこし協力隊員を継続雇用する仕組みを検討すべきであります。

第11点目は、鳥取県版河川・道路ボランティア促進事業について あります。

集落や団体単位で、県が管理している河川や道路の草刈り等を行っていただいている河川・道路ボランティアの平成28年度の登録数は713団体であり、このうち実際に活動している団体は429団体となっています。これまで各団体の意見等を踏まえながら制度の見直しを行っており、活動団体数が増加傾向にあることは評価できます。また、こうしたボランティア活動を持続的に展開することは、土木インフラの維持管理のみならず、地域の活力を維持していくことにも繋がります。

しかし、急速に少子高齢化が進む中、現在のマンパワーと活動水準が低下していくことが懸念されることから、地域の将来を担う若者等の参画を促進することが必要です。

については、既存団体の取組みの活性化を進めるとともに、地域や事業者との連携による理解促進にも重点的に取り組むべきであります。

第12点目は、工業用水道事業について あります。

工業用水道事業について、大口ユーザーの減量等により、鳥取地区・日野川地区ともに契約水量が減少しており、平成28年度決算では、純損失194,000

千円と赤字決算であり、依然として厳しい経営状況が続いています。

工業用水道事業は、地域経済を支える社会インフラとしての機能を有していることから廃止できるものではなく、将来にわたり安定供給されるべきものであります。水需要の低迷や、施設の更新に多額の費用を要することから、今後も引き続き一般会計からの財政支援を行うべきであります。

一方、工業用水の利用企業の中には、単価や水質等の特徴をよく理解し、用途に応じて上水道と工業用水の使い分けを行っている企業もあります。

また、平成29年度より上水道から工業用水に切り替えるための浄化設備等のリース経費についても補助対象とされたところです。

については、今後の利用拡大に向けて、当該制度と併せて、上水道との使い分けの手法・効果・事例や、工業用水をろ過することで多用途に用いることが可能であること等について、更なる周知を図るべきであります。

また、将来的な新規需要開拓の一方策として、採算性が見込める範囲内で給水区域を拡大するなどの検討を行うことが必要と考えます。

第13点目は、県立病院における地域の医療機関との連携強化についてであります。

県立病院においては、高度・急性期医療を中心とする医療サービスを提供するため、他病院との機能分担や役割の明確化が必要です。

これまでにも、院長が率先して地域の医療機関に対する連携強化の協力依頼や、地域連携センターでの医療・介護・福祉関係機関との連携取組等が行われていますが、中央病院及び厚生病院とも病床稼働率が高い状況が続いている。病院経営上は好ましい状況ではありますが、より多くの急性期の患者の受入が困難な状況も生まれています。

県立病院は、圏域の中核病院として、高度・急性期医療を担うことが強く求められています。地域包括ケアの推進に対応する観点からも、地域の医療機関との連携をこれまで以上に深め、地域の医療機関からの紹介率の向上や、県立病院から地域の医療機関へ紹介を行う「逆紹介」を強化するよう、更なる対策を検討すべきであります。

第14点目は、中央病院における患者等の利便性確保についてであります。

中央病院は、平成28年秋に本館新築工事を開始し、平成30年度に完成予定

です。従来から、受診に際しての待ち時間の長さが課題であり、新本館整備に伴い、その解消や、待ち時間の分かりやすい表示が望まれます。

新病院の整備は、上記の課題を解決し、新たなステージへと飛翔するチャンスです。新病院の投資効果を高めるためにも、上記の課題への具体的な対応を行うべきであります。

また、工事中は、駐車場の場所や動線等が分かりにくくなることが懸念されます。そのため、利用者に対して、周知や誘導を丁寧に行うべきであります。

以上で口頭指摘の申し渡しを終わります。

